

政府系金融機関の融資をご検討されている方へ
相談窓口寄せられたよくある質問

令和2年3月19日 10:30時点

※ 新型コロナウイルスに係る中小企業対策に関する経営相談窓口寄せられたよくある質問をまとめたものです。相談窓口にお電話される前にまずはこちらをご一読下さい。
内容は順次更新していきますのでご留意下さい。

1. 新型コロナウイルス感染症特別貸付

問1 日本政策金融公庫（以下、日本公庫）等の新型コロナウイルス感染症特別貸付の対象となるか。

答 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1カ月の売上高が前年又は前々年同月比で5%以上減少している事業者を対象としています。また、融資後3年間まで基準金利から0.9%の金利引き下げを行います。

なお、基準金利については、毎月月初に改定が行われます。

<制度の概要（日本公庫）>

貸付利率：当初3年間 基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率

基準利率：日本政策金融公庫中小企業事業：1.11%（当初3年0.21%）、

〃 国民生活事業：1.36%（当初3年0.46%）

※令和2年3月2日時点、貸付期間5年の場合、担保の有無に関わらず一律

貸付限度額：中小3億（利下げ限度1億）、国民6千万（利下げ限度3千万）

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：5年以内

問2 前年比較ができない設立1年未満は対象となるか。

答 業歴が3ヵ月以上の場合、直近1ヶ月の売上高が、

・過去3ヶ月（最近1ヶ月含む）の売上高の平均額

・令和元年12月

・令和元年10月～12月の売上高の平均額

のいずれかと比較し5%以上減少している場合は対象になります。

問3 新型コロナウイルスの影響を受けているにもかかわらず、昨年度期中に新規出店や会社吸収合併等を行い会社全体の売上が増えている場合は、対象となるか。

答 設立1年未満と同様に、直近1ヶ月の売上高が、

・過去3ヶ月（最近1ヶ月含む）の売上高の平均額

・令和元年12月

・令和元年10月～12月の売上高の平均額

のいずれかと比較し5%以上減少している場合等は対象になります。

問4 日本公庫に借入を申し込むために必要な書類を教えてください。

答 借入を申し込むためには、借入申込書や税務申告書・決算書等が必要となります。
詳しくは日本公庫のホームページをご参照ください。
https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

問5 相談窓口が設置された1月29日以降に借入契約を行っていた場合、新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件は適用されないのか。

答 日本公庫等が相談窓口を設置した1月29日以降に借入契約を行った事業者の方で、
融資時点で売上高5%減少等の対象要件を満たしていれば借入契約時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

問6 金利は担保の有無等によって変動するのか

答 日本公庫においては、通常、事業者の信用力や担保の有無、貸付期間に応じて変動しますが、今回の特別貸付は、信用力や担保の有無によって金利は変動せず、貸付期間に応じて金利が変動します。なお、金利は毎月月初に改定が行われます。

問7 無担保となっているが、個人保証も不要なのか。

答 不動産等の担保は不要ですが、法人と個人が明確に分離されていない場合などは、代表者（経営責任者）の方の個人保証が必要となるケースがあります。

2. 特別利子補給制度

問1 利子補給制度を受けられる対象は、フリーランスも対象となるのか。

答 日本公庫（及び沖縄振興開発金融公庫）の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を利用した事業者のうち、算定月の売上高が前年又は前々年同月比で以下の要件を満たす事業者が対象です。

- ・ 個人事業主（小規模事業者に限る） ： 要件なし
 ※ただし特別貸付の対象要件である5%減少は満たす必要があります。
 ※事業性のあるフリーランスを含む。
- ・ 個人事業主（小規模事業者以外） ： 20%以上減少
- ・ 小規模法人 ： 15%以上減少
- ・ 中規模法人（小規模事業者以外の法人） ： 20%以上減少

問2 売上高の減少について、いつ時点の売上高を比較するのか

答 特別貸付申込時点の最近1カ月又はその後2カ月の3ヶ月間のうちのいずれか1か月と、前年又は前々年同月の売上高と比較します。また、最近1カ月の期間の取り方は原則として月単位ですが、月単位で比較すると要件を満たさない場合には、例えば2月10日から3月9日とするなど、期間を柔軟に設定いただいても構いません。
なお、前年と前々年はどちらと比較いただいても結構です。

(詳細は以下のとおりです)

① 特別貸付申込時点の最近月売上高と前年又は前々年同月の売上高比較

例) 令和2年3月に申込を行う場合

・最近月 : 令和2年2月の売上高

・比較対象 : 平成31年2月の売上高又は平成30年2月の売上高

※最近月の売上高算出が難しい場合は、その前月等の売上高で構いません。

② ①に該当しない場合、申込みの翌月又は翌々月の売上高と前年又は前々年同月の売上高を比較

例) 令和2年3月に特別貸付の申込を行ったが、その時点では売上高の減少要件を満たさなかった場合

・3月又は4月の売上高と、前年又は前々年同月の売上高で比較し、売上高の減少要件を満たす場合は申請可能。

③ 創業まもなく前年度比較ができない場合は、以下のとおり。

業歴が3ヵ月以上の場合は、最近1ヶ月又はその後2カ月の3ヶ月間のうちのいずれか1か月の売上高と、

過去3ヶ月(最近1ヶ月含む)の売上高の平均額

令和元年12月

令和元年10月～12月の売上高の平均額

のいずれかと比較。

※1年以内に店舗拡大や業容拡大などを行い、単純な売上高の前年比較では要件に当てはまらない事業者についても、上記③の比較ができるものとします。

問3 特別利子補給制度の対象となる、中規模事業者・小規模事業者の分類は。

答 中小企業基本法の定義に基づき分類されます。具体的には以下の通りです。中小企業基本法上は、「中規模事業者」の定義はなく、本制度での分類においては中小企業者のうち小規模事業者に該当しないものを便宜的に中規模事業者としております。詳細は、中小企業庁 HP の FAQ「中小企業の定義について」をご確認ください。

<中小企業庁 HP の FAQ> https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

問4 企業規模要件のうち、「常時使用する従業員」の定義は何か。

答 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。詳細は、中小企業庁 HP の FAQ「中小企業の定義について」Q3をご覧ください。

問5 企業規模要件のうち、資本金と従業員の両方の基準を満たす必要はあるか。

答 小規模事業者の判定については従業員規模の基準を満たせば対象となります。また、中小企業者の判定（日本公庫及び沖縄公庫の融資対象）については資本金と従業員数両方の基準を満たす必要はなく、いずれか満たせば対象となります。

問6 利子補給金受領の流れや必要書類はどういったものか。

答 企業規模要件（従業員数、資本金、業種）、売上高を確認させていただく予定です。詳細は別途準備ができ次第中小企業庁のHPで公表いたしますので、今しばらくお待ちください。ただし、極力最小限となるよう検討中です。

	中小企業者（中規模事業者）		小規模事業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	従業員20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	従業員 5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	従業員 5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	従業員 5人以下

問7 窓口はどこか。申請手続きの流れは。

答 現時点では、(公庫ではなく)民間委託事業者等を予定しています。詳細が決まり次第、中小企業庁のホームページ等で公表する予定です。

問8 利子補給制度は特別貸付と同様、遡及適用できないのか。

答 日本公庫等が相談窓口を設置した1月29日以降に借入契約を行った事業者の方で、融資時点で売上高5%減少等の対象要件を満たしていれば借入契約時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

このうち、利子補給要件に合致している方は、借入から3年間利子補給を受けることが可能です。

問9 利子補給の限度は。補給期間は。

答 中小事業で1億円、国民事業で3千万円の借入を限度に、当該借入に対して発生する利息を借入後3年間全額利子補給します。

なお、国民事業の既往借入の借換え資金については、利子補給の対象にはなりません。

※詳しくは公庫支店にお問い合わせください。

問10 利子補給金の支払い時期は。

答 現時点で検討中です。詳細は後日公表します。(毎年1月～12月に支払った利子について、翌年の3月頃に振込で支払う方向で検討中です)。なお、一旦は貸付利息を負担いただく必要がございます。

問 11 新型コロナウイルス対策マル経に利子補給はないのか。

答 マル経融資は利子補給の対象外です。

問 12 特別貸付の据置期間が3年を超えた場合、金利の引き下げや利子補給は受けられないのか。

答 据置は元本返済についてのみかかるものであり、据置期間中も利子部分は毎月支払をしていただくことになります。お支払いいただく利子部分について、借入後当初3年間は金利引き下げと利子補給を受けることが可能です。

★公庫支店連絡先

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214012/20200214012-1.pdf>